

社会福祉法人日向更生センター 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日向更生センターの役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、交通費等の実費弁償費を含めた日額とする。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の報酬等)

第3条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、一人あたりの各年度の総額が50,000円を越えない範囲で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会及び評議員会等の会議への出席のほか、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、各年度の総額が1,040,000円を越えない範囲で、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、一人あたりの各年度の総額が50,000円を越えない範囲で、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員が評議員会及びその他の法人会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 前規程を廃し、令和7年6月19日より本規程を適用する。

別表1

名 称	報酬額	
	(1日あたり)	(年間総額)
理事会・評議員会 評議委員選任解任委員会 出席報酬等	5,000円	50,000円

別表2

名 称	報酬額	
	(1日あたり)	(年間総額)
理事業務報酬	5,000円	1,040,000円
監事監査指導報酬	5,000円	—

別表3

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
5,000円	実費	実費	実費